

沖交安協定款

公益財団法人沖縄県交通安全協会連合会の定款の一部を次のとおり定める。

平成27年3月25日

公益財団法人沖縄県交通安全協会連合会

会長 比嘉良雄

公益財団法人沖縄県交通安全協会連合会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人沖縄県交通安全協会連合会（以下、「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を沖縄県豊見城市字豊崎3番地57に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、沖縄県における交通道德の向上と交通事故の防止に努め、もって、道路における交通の安全と円滑の確保に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 交通安全を推進するための企画及びその実施に関すること。
 - (2) 交通安全思想の普及及び宣伝に関すること。
 - (3) 交通安全対策の調査及び研究に関すること。
 - (4) 飲酒運転の根絶対策のための企画及びその実施に関すること。
 - (5) 交通安全を推進する民間組織等の育成・指導に関すること。
 - (6) 交通安全に関する各種資料の刊行及び頒布に関すること。
 - (7) 交通事故の相談に関すること。
 - (8) 交通安全事業に功労のある者の表彰に関すること。
 - (9) 自動車運転免許に関する貸車事業、証明用写真事業及び諸手続事業に関すること。
 - (10) 関係官公庁等から委託を受け実施する各種講習事業、運転免許関係事業及び調査事業に関すること。
 - (11) 沖縄県収入証紙売りさばき事業に関すること。
 - (12) 地区交通安全協会との連絡、調整に関すること。
 - (13) その他本会の目的達成のために必要な事業
- 2 前項の事業は、沖縄県内において行うものとする。

(事業年度)

第5条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第3章 財産及び会計

(財産の種別)

第6条 本会の財産は、基本財産及びその他の財産とする。

2 基本財産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）第172条第2項に規定する本会の目的である事業を行うために不可欠なものとして定めた基本財産
- (2) 理事会で、基本財産とすることを決議した財産
- (3) 公益法人への移行日以後に、不可欠な基本財産及び前号の基本財産として寄附された財産

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

（基本財産の維持及び処分）

第7条 本会は、基本財産について、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により、基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会及び評議員会の議決を得なければならない。

（財産の管理及び運用）

第8条 本会の財産の管理及び運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により、別に定める資産運用規程によるものとする。

（事業計画及び収支予算）

第9条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下、「事業計画書及び収支予算書等」という。）は、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに沖縄県知事（以下、「知事」という。）に提出しなければならない。

3 前項の事業計画書及び収支予算書等については、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第10条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類については、毎事業年度の経過後、3箇月以内に知事に提出しなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち、重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第11条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定

に基づき、毎事業年度末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号に規定する書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第12条 本会に、評議員15名以上20名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議をもって行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

4 評議員に異動があるときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を知事に届け出るものとする。

(評議員の任期)

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。なお、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、その権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第15条 評議員に対し、職務執行の対価として、評議員会において別に定める規程に基づき

定めた額を報酬として支給することができる。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。
- 3 前2項の規定に関し、必要な事項は、評議員会が別に定める。

第5章 評議員会

(評議員会の構成)

第16条 本会に評議員会を置き、評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(評議員会の決議事項)

第17条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表、正味財産増減計算書並びに附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 規則の改廃
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令並びに定款に定められた事項

(評議員会の種類及び開催)

第18条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

- 2 定時評議員会は、年1回、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合に開催する。

(評議員会の招集)

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項の規定による請求があったときは、会長は、遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(評議員会の招集の通知)

第20条 会長は、評議員会の開催日の7日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(評議員会の議長)

第21条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選任する。

- 2 議長は、評議員会の議事を整理するものとする。

(評議員会の定足数)

第22条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(評議員会の決議)

第23条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を

除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第27条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第24条 理事が評議員会の目的である事項につき提案した場合において、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(評議員会の議事録)

第25条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が、これに記名押印しなければならない。

(評議員会運営規則)

第26条 評議員会の運営に関し、必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

第6章 役員等

(役員の設定)

第27条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上20名以内
 - (2) 監事 2名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を会長とし、会長以外の理事のうち2名以内を副会長、1名を専務理事とする。
- 3 前項の会長をもって、法人法上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって、同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第28条 理事及び監事（以下、「役員」という。）は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、本会の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 6 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第 29 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、本会の業務を分担執行する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、業務を分担執行する。

5 業務を執行する理事の権限は、理事会が別に定める理事の職務権限規程による。

6 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 30 条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。

(2) 本会の業務及び財産の状況を調査すること並びに各事業年度に係る計算書及び事業報告書等を監査すること。

(3) 評議員会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。

(4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認められるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。

(5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内にその請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。

(6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認められるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。

(7) 理事が本会の目的の範囲外の行為、その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によって本会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

(8) その他、監事に認められた法令上の権限を行使すること。

2 監事の監査については、法令及びこの定款によるほか、監事全員により別に定める監事監査規程による。

(役員任期)

第 31 条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第27条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 32 条 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(役員報酬等)

第 33 条 理事及び監事に対し、職務執行の対価として、評議員会において別に定める規程に基づき定めた額を報酬として支給することができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項の規定に関し、必要な事項は、評議員会が別に定める。

(損害賠償責任の免除)

第34条 本会は、法人法第198条で準用する同法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任法令の限度において、理事会の決議によって免除することができる。

- 2 本会は、法人法第198条で準用する同法第115条第1項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことにより損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、同法第198条で準用される同法第113条で定める最低責任限度額とする。

第7章 理事会

(理事会の設置)

第35条 本会に、理事会を設置する。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第36条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定並びに解職
- (4) 評議員会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (5) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (6) その他法令に定める事項

(理事会の種類及び開催)

第37条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 定時理事会は、毎年2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 第30条第5号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(理事会の招集)

第38条 理事会は、会長が招集するものとする。会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 前条第3項第3号による場合は理事が、前条第3項第4号後段による場合は監事がそれぞれ理事会を招集する。
- 3 会長は、前条第3項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内にその請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって開催日の7日前までに各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(理事会の議長)

第 39 条 理事会の議長は、会長とする。

2 会長に事故があるときは、副会長が理事会の議長となる。

(理事会の定足数)

第 40 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、開催することができない。

(理事会の決議)

第 41 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が当該提案について書面、又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときは、この限りでない。

3 理事、監事が理事又は監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。

4 前項の規定は、第 29 条第 6 項に規定する報告については適用しない。

(理事会の議事録)

第 42 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

3 第 1 項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に 10 年間備え置かなければならない。

(理事会運営規則)

第 43 条 理事会の運営に関し、必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第 8 章 交通安全活動協力費

(交通安全活動協力費)

第 44 条 交通安全活動協力費（以下、「協力費」という。）とは、自動車及び原動機付自転車運転免許所持者等が、本会の事業目的に賛同して所定の金額を協力することをいう。

2 協力費について、必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 45 条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の決議を経て、変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条及び第 4 条並びに第 13 条についても適用する。

(解散)

第 46 条 本会は、基本財産の滅失による本会の目的である事業の成功不能、その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消等に伴う贈与)

第 47 条 本会が公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「認

定法」という。)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の処分制限)

第48条 本会は、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の帰属)

第49条 本会が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第50条 本会は、公正かつ開かれた活動を推進するため、その活動状況及び運営内容並びに財務資料等の情報を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関し、必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第51条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関し、必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

本会の公告は、事務所内の公衆から見やすい場所に掲示する方法による。

第12章 事務局その他

(事務局)

第53条 本会は、事務を処理するために事務局を設置するものとする。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し、必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第13章 補則

第54条 本会は、保有する株式(出資)に係る議決権を行使してはならない。

第14章 雑則

(委任)

第55条 本会の運営に必要な事項は、この定款に定めるもののほか、理事会の決議により別に定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日(平成25年4月1日)から施行する。

2 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 本会の最初の会長は、比嘉良雄とする

4 この定款は、平成27年3月25日一部改正し、4月1日から施行する。(平成27年3月25日評議員会決議)

評議員及び役員の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人沖縄県交通安全協会連合会(以下「**本会**」という。)定款第15条及び第33条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬並びに費用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第12条の規定に基づき置かれる者をいう。
- (2) 役員とは、定款第27条の規定に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (3) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与其他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わず、費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 定款第15条及び第33条の規定に基づき、職務執行の対価として報酬を支給することができる。

(費用の支給)

第4条 評議員及び役員が、その職務の遂行に伴って発生した費用については、支払うことができる。

(報酬の金額)

第5条 評議員及び役員が、本会の会議又は行事等に出席した際の報酬は、3,000円とする。ただし、宮古島・八重山地区及び同地区離島並びに本島内各地区離島については5,000円とする。

(支給方法)

第6条 前条の費用等は、評議員及び役員が本会の会議又は行事等に出席した際に、現金により支給する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し、必要な事項は、会長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

- 1 この規程は、公益財団法人沖縄県交通安全協会連合会の設立登記の日（平成25年4月1日）から施行する。
- 2 平成27年3月25日一部改正し、4月1日から施行する。（平成27年3月25日評議員会決議）